

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【公表番号】特表2007-523162(P2007-523162A)

【公表日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2007-031

【出願番号】特願2006-554085(P2006-554085)

【国際特許分類】

A 61 K 31/593 (2006.01)

A 61 P 19/10 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/593

A 61 P 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

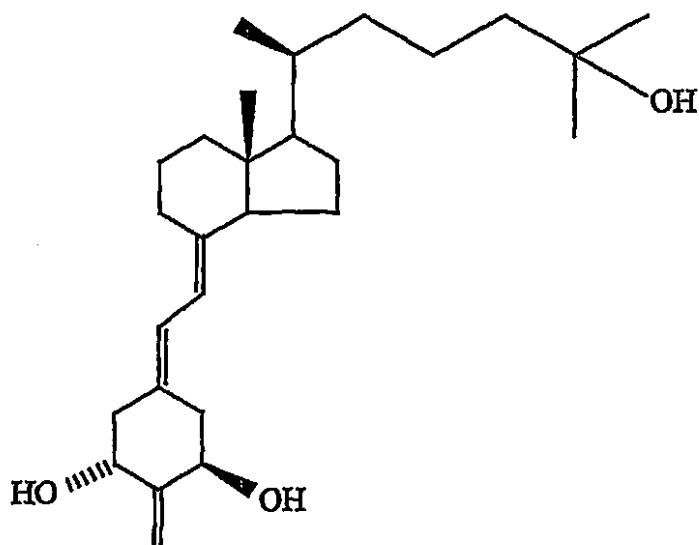
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨強度を高める必要があることを特徴とする疾患の予防のための医薬組成物であって、  
式：

【化1】



を有する2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の有効量を含む、前記医薬組成物。

【請求項2】

骨強度が皮質の強度又は骨梁の強度である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が経口投与されるか、非経口的に投与されるか、又は経皮的に投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

疾患が低骨代謝回転骨粗しょう症、ステロイド誘導性骨粗しょう症、老人性骨粗しょう症、閉経後骨粗しょう症及び骨軟化症からなる群から選択される少なくとも1の疾患である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、ヒトに、1日あたり約0.01μgから約100μgの用量で投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、ヒトに、1日あたり約0.1μgから約10μgの用量で投与される、請求項1記載の医薬組成物。

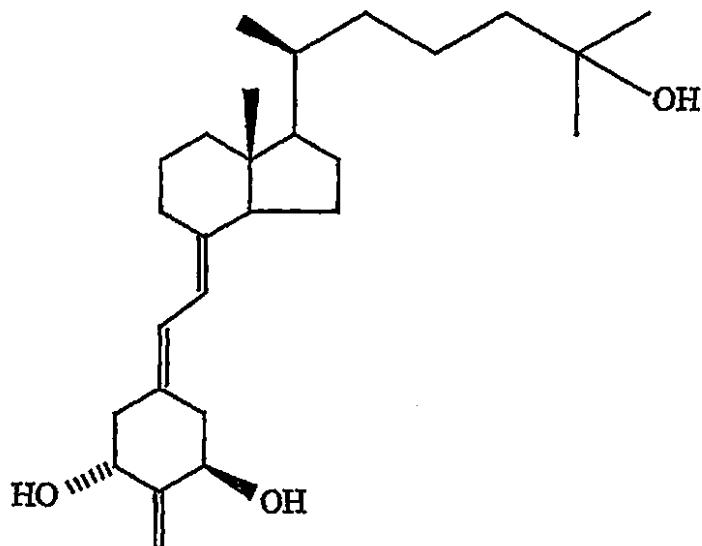
【請求項7】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、動物に、1日あたり約0.0001μgから約700μgの用量で投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

骨強度を高める必要があることを特徴とする疾患の進行を防止するか、またはその発病を遅延させる医薬組成物であって、式：

【化2】



を有する2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の有効量を含む、前記医薬組成物。

【請求項9】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が経口投与されるか、非経口的に投与されるか、又は経皮的に投与される、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項10】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、ヒトに、1日あたり約0.01μgから約100μgの用量で投与される、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項11】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、ヒトに、1日あたり約0.1μgから約10μgの用量で投与される、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項12】

2メチレン19ノル20(S)1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>が、動物に、1日あたり約0.0001μgから約700μgの用量で投与される、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項13】

疾患が、骨粗しょう症及び骨軟化症からなる群から選択される、請求項8記載の医薬組成物。

【請求項14】

骨粗しょう症が、低骨代謝回転骨粗しょう症、ステロイド誘導性骨粗しょう症、老人性

骨粗しょう症及び閉経後骨粗しょう症からなる群から選択される少なくとも1である、請求項1-3記載の医薬組成物。